

●各課等の業務区分

(1) 総務課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業務内容	備考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
B	(1) 議会に関すること。	
C	(2) 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関すること。	
A	(3) 公印の管守に関すること。	
A	(4) 文書の收受発送及び完結文書の保存に関すること。	
B	(5) 秘書、交際及び儀式に関すること。	
C	(6) 町の境域及び行政区画に関すること。	
C	(7) ほう賞及び表彰に関すること。	
C	(8) 行政改革の推進に関すること。	
C	(9) 事務の改善及び事務能率の向上に関すること。	
B	(10) 条例規則の制定改廃及び例規集の発行に関すること。	
A	(11) 令達及び公告式に関すること。	
A	(12) 当直及び庁舎の管守に関すること。	
A	(13) 庁内電話の維持管理に関すること。	
C	(14) 行政区に関すること。	
C	(15) 事務引継ぎに関すること。	
B	(16) 自衛官募集に関すること。	
C	(17) 北方領土返還運動に関すること。	
B	(18) 職員の任免、進退、賞罰、身分及び服務に関すること。	
C	(19) 職員の研修及び教養に関すること。	
C	(20) 職員の保健及び福利厚生に関すること。	
A	(21) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。	
B	(22) 職員の公務災害補償及び共済組合、退職手当組合に関すること。	
C	(23) 職員団体に関すること。	
B	(24) 会計年度任用職員に関すること。	
C	(25) 旅費に関すること。	
A	(26) 安全衛生委員会に関すること。	
A	(27) 行政事務の情報化に関すること。	
C	(28) 契約審査会（資格審査会・指名委員会）に関すること。	

A	(29) 工事指名願に関する事。	
A	(30) 工事及び委託の指名業者の登録及び格付に関する事。	
C	(31) 入札及び契約に関する事。ただし、契約審査会に付議するものに限る。	
B	(32) 町有財産の取得、処分、登記及び維持管理に関する事（道路用地の取得及び登記を除く。）。	
C	(33) 不動産の賃貸借に関する事。	
C	(34) 不用品の売払いに関する事。	
B	(35) 寄附に関する事（ふるさと納税を除く。）。	
C	(36) 宅地の造成及び分譲に関する事。	
A	(37) 庁用備品の管理に関する事。	
A	(38) 職員住宅（教職員を除く。）の管理及び入居者の選考に関する事。	
C	(39) 土地開発基金に関する事。	
A	(40) 物品の調達修理に関する事。	
A	(41) 防災計画及び防災会議に関する事。	
A	(42) 遭難対策に関する事。	
A	(43) 各種災害の連絡調整及び報告に関する事。	
A	(44) 国民保護に関する事。	
C	(45) 情報公開及び個人情報保護に関する事。	
C	(46) 総合教育会議に関する事。	
C	(47) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。	

(2) 企画財政課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業 務 内 容	備 考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
B	(1) 町の施策の総合企画及び調整に関すること。	
B	(2) 町総合計画の推進に関すること。	
B	(3) 都市計画に関すること。	
A	(4) 陳情等に関すること。	
A	(5) 過疎地域振興計画に関すること。	
B	(6) 山村振興計画に関すること。	
B	(7) 国土利用計画に関すること。	
B	(8) 町民と連携したまちづくりに関すること。	
B	(9) 環境基本計画に関すること。	
B	(10) 地域生活交通に関すること。	
B	(11) 国際交流に関すること。	
A	(12) 水力発電施設周辺地域交付金事業に関すること。	
B	(13) ふるさと会に関すること。	
A	(14) 政策的事業に関すること。	
B	(15) 字名地番改正に関すること。	
B	(16) 企業誘致に関すること。	
A	(17) 新エネルギーに関すること。	
A	(18) 町長の特命事項に関すること。	
B	(19) 広域行政に関すること。	
B	(20) 市町村合併に関すること。	
B	(21) 権限委譲に関すること。	
B	(22) 統計に関すること。	
B	(23) 広聴活動に関すること。	
A	(24) 広報活動に関すること。	
B	(25) 町の周知宣伝活動に関すること。	
B	(26) 町勢要覧の編集及び発刊に関すること。	
B	(27) 町の記録保存に関すること。	
B	(28) 地域情報化に関すること。	
B	(29) 男女共同参画に関すること。	
A	(30) 予算の編成及び令達に関すること。	
A	(31) 予算の執行及び監督に関すること。	

A	(32) 財政計画に関すること。	
A	(33) 決算の報告及び要領の告示に関すること。	
A	(34) 財政資料の収集及び財政統計に関すること。	
A	(35) 財源の調査に関すること。	
A	(36) 地方交付税に関すること。	
A	(37) 町債、一時借入金及び運用金に関すること。	
A	(38) 資金計画に関すること。	

(3) 町民課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業 務 内 容	備 考
S	・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること	
A	(1) 個人道町民税の賦課徴収に関すること。	
A	(2) 法人町民税の賦課徴収に関すること。	
A	(3) 軽自動車税の賦課徴収に関すること。	
A	(4) 国民健康保険税の賦課徴収に関すること。	
A	(5) 国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税の賦課徴収に関すること。	
A	(6) 固定資産税の賦課徴収に関すること。	
A	(7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。	
A	(8) 町たばこ税に関すること。	
A	(9) 入湯税に関すること。	
A	(10) 特別土地保有税及び特別土地保有税審議会に関すること。	
A	(11) 所得証明及び関係税目に係る課税証明に関すること。	
A	(12) 土地所有、固定資産評価額及び課税証明に関すること。	
A	(13) 税外諸収入金の収納管理に関すること。	
A	(14) 過誤納金の還付及び充当に関すること（調定額の修正等によるものは除く。）。	
A	(15) 町税の滞納処分及び不納欠損処分に関すること。	
A	(16) 町税の徴収嘱託及び受託に関すること。	
A	(17) 納税証明及び営業証明に関すること。	
C	(18) 納税思想の普及宣伝に関すること。	
B	(19) 交通安全運動の推進に関すること。	
B	(20) 交通安全運動協力団体の育成に関すること。	
C	(21) 町民交通傷害保険に関すること。	
A	(22) 防犯に関すること。	
B	(23) 防犯協力団体の育成に関すること。	
A	(24) 街路灯及び防犯灯の維持管理に関すること。	
A	(25) 戸籍及び住民登録並びに国籍の得喪に関すること。	
B	(26) 人口動態の調査に関すること。	
A	(27) 在留関連事務に関すること。	
A	(28) 埋火葬及び汚物焼却の許可に関すること。	
A	(29) 死産に関すること。	

A	(30) 印鑑の登録に関する事。	
A	(31) 成年被後見人、被保佐人、破産者及び犯罪者名簿に関する事。	
A	(32) 既決犯罪の通知及び照会に関する事。	
A	(33) 諸証明及び公簿閲覧に関する事。	
A	(34) 国民年金に関する事。	
B	(35) 人権擁護に関する事。	
A	(36) 墓地及び火葬場の維持管理に関する事。	
A	(37) し尿及びじん芥処理に関する事。	
B	(38) 環境衛生及び衛生団体の育成に関する事。	
A	(39) 伝染病等媒介動物及び害虫等の駆除に関する事。	
A	(40) 畜犬の取締り及び野犬の掃とう並びに狂犬病に関する事。	
A	(41) 危険動物飼養規制に関する事。	
A	(42) リサイクル及び分別収集に関する事。	
C	(43) 花及び緑化事業に関する事。	
A	(44) 公害に関する事。	
A	(45) その他環境対策に関する事。	
A	(46) 消費者保護に関する事。	
B	(47) 消費者団体の育成及び連絡調整に関する事。	
A	(48) 勤労者福祉資金に関する事。	
A	(49) 職業病に関する事。	
A	(50) 労働者の福祉対策に関する事。	
A	(51) その他労働対策に関する事。	

(4) 保健福祉課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業 務 内 容	備 考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
B	(1) 高齢者福祉計画に関すること。	
A	(2) 障がい者福祉に関すること。	
A	(3) 児童福祉及び母子援護に関すること。	
B	(4) 高齢者福祉及び生きがいに関すること。	
B	(5) 老人クラブの育成に関すること。	
S	(6) 生活相談及び援護に関すること。	
B	(7) アイヌの福祉対策に関すること。	
B	(8) 住環境整備資金貸付けに関すること。	
B	(9) 司法保護に関すること。	
A	(10) 民生委員及び児童委員に関すること。	
B	(11) 戦没者並びに旧軍人及び軍属に関すること。	
A	(12) 行旅病人及び同死亡人に関すること。	
B	(13) 日赤に関すること。	
S	(14) 災害援助に関すること。	
B	(15) 交通遺児に関すること。	
A	(16) 高齢者生活福祉センターの維持管理に関すること。	
B	(17) 福祉団体の育成及び助成に関すること。	
B	(18) 福祉施設の設備充実並びに運営及び助成に関すること。	
B	(19) 国民健康保険制度の周知に関すること。	
B	(20) 国民健康保険特別会計に関すること。	
A	(21) 国民健康保険の資格管理に関すること。	
B	(22) 国民健康保険の保険給付に関すること。	
B	(23) 国民健康保険の保健事業に関すること。	
B	(24) 国民健康保険運営協議会に関すること。	
B	(25) 北海道医療給付事業に関すること。	
B	(26) 後期高齢者医療制度の周知に関すること。	
B	(27) 後期高齢者医療特別会計に関すること。	
A	(28) 後期高齢者医療の資格管理に関すること。	
B	(29) 後期高齢者医療の保険給付に関すること。	
B	(30) 後期高齢者医療の保健事業に関すること。	

B	(31) 後期高齢者医療の保険料に関する事。	
B	(32) 介護保険制度の周知に関する事。	
B	(33) 介護保険事業計画に関する事。	
B	(34) 介護保険特別会計に関する事。	
B	(35) 介護保険の資格管理に関する事。	
B	(36) 介護保険の保険料賦課徴収に関する事。	
B	(37) 介護保険の保険給付に関する事。	
S	(38) 健康増進センターの維持管理に関する事。	
A	(39) 地域包括支援センターの運営に関する事。	
A	(40) 居宅介護支援事業所運営に関する事。	
A	(41) 指定介護予防支援事業所運営に関する事。	
B	(42) 地域支援事業計画に関する事。	
A	(43) 三愛介護サービス受給に関する事。	
B	(44) 介護保険要介護・要支援認定に関する事。	
B	(45) 介護認定審査会共同設置の事業運営に関する事。	
B	(46) 訪問看護ステーション設置に関する事。	
S	(47) 地域医療対策に関する事。	
B	(48) 健康づくり推進に関する事。	
B	(49) 母子保健対策に関する事。	
B	(50) 成人保健対策に関する事。	
B	(51) 歯科保健対策に関する事。	
B	(52) 精神保健対策に関する事。	
S	(53) 感染症予防対策及び予防接種に関する事。	
B	(54) 献血に関する事。	
A	(55) 家庭内暴力の防止及び保護に関する事。	

(5) 農林課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業務内容	備考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
B	(1) 農政の企画、調査及び推進に関すること。	
A	(2) 農業関係団体の連絡調整に関すること。	
A	(3) 農業経営の改善、指導及び奨励に関すること。	
B	(4) 農用地利用改善組合の組織強化に関すること。	
B	(5) 農業生産組織の育成対策に関すること。	
B	(6) 農業災害対策及び農作業事故に関すること。	
A	(7) 農業振興地域の整備に関すること。	
A	(8) 農地の流動化推進に関すること。	
A	(9) 農業生産振興に係る各種補助事業に関すること。	
A	(10) 農業制度資金に関すること。	
C	(11) 農業普及事業に関すること。	
B	(12) 農業後継者の育成及び担い手対策の推進に関すること。	
B	(13) 農業後継者就学資金に関すること。	
B	(14) 新規就農者対策に関すること。	
B	(15) 種子、肥料及び農機具に関すること。	
B	(16) 農作物の増産奨励及び病虫害の防除に関すること。	
C	(17) 園芸作物に関すること。	
C	(18) 農作物の消費流通対策に関すること。	
B	(19) エゾシカなど野生動物にかかる農業被害防止対策に関すること。	
C	(20) 農業気象に関すること。	
C	(21) 農業者に対する経営指導の追跡調査に関すること。	
C	(22) 経営者会議に関すること。	
C	(23) 認定農家の組織化と経営改善研修事業の推進に関すること。	
C	(24) 農業法人に関する相談及び指導に関すること。	
C	(25) 新規就農者及び農業後継者に対する研修、相談及び指導に関すること。	
A	(26) 畜産行政の企画、調査及び推進に関すること。	
A	(27) 畜産関係団体の連絡調整に関すること。	
B	(29) 家畜の改良増殖に関すること。	
B	(30) 乳質改善に関すること。	
A	(31) 肉用牛の生産振興に関すること。	

A	(32) 畜産物の消費流通対策に関する事。	
A	(33) 家畜伝染病の予防、家畜衛生及び動物用医薬品に関する事。	
A	(34) 獣医師、装てい師及び家畜商に関する事。	
B	(35) 草地の造成及び指導奨励に関する事。	
B	(36) 飼料作物の改良及び指導奨励に関する事。	
B	(37) 食品加工センターの運営及び維持管理に関する事。	
C	(38) 食品加工センターの利用計画の企画立案及び利用実績等に関する事。	
C	(39) 食品加工センターの利用関係機関、団体等の連絡調整に関する事。	
C	(40) 農作物・食品加工にかかる先進技術の情報収集、開発調査、研究及び普及に関する事。	
C	(41) 地域産物を活用した特産物の開発支援に関する事。	
C	(42) 食品加工センターの利用者に対する助言、指導及び育成に関する事。	
B	(43) 林政の企画、調査及び推進に関する事。	
A	(44) 林産業関係団体の連絡調整に関する事。	
C	(45) 林業及び林産技術の指導奨励に関する事。	
A	(46) 町有林の管理経営及び処分にに関する事。	
B	(47) 民有林の育成に関する事。	
C	(48) 学校林の育成に関する事。	
C	(49) 林産物の消費流通対策に関する事。	
B	(50) 山火事予防及び火入許可に関する事。	
A	(51) 猟政及び有害鳥獣駆除対策に関する事。	
C	(52) 治山事業の計画調査及び維持管理に関する事。	
B	(53) 林道の計画調査及び維持管理に関する事。	
B	(54) 土地改良事業の企画、調査及び推進に関する事。	
A	(55) 土地改良施設の維持管理に関する事。	
B	(56) 農業用排水施設事業に関する事。	
B	(57) 農用地の造成、改良及び保全に関する事。	
B	(58) 農林水産省所管道路（林道含む。）、橋梁及び治山工事の調査、設計、施工、監督及び検定に関する事。	
A	(59) ナイタイ高原牧場に係る管理運営の計画樹立及び総合調整に関する事。	
A	(60) ナイタイ高原牧場の施設、備品及び草地の維持管理に関する事。	
A	(61) ナイタイ高原牧場預託家畜の管理、受託及び受託料の徴収に関する事。	
A	(62) その他ナイタイ高原牧場管理に必要な事項に関する事。	

(6) 商工観光課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業務内容	備考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
C	(1) 商工行政の企画、調整及び推進に関すること。	
B	(2) 商業、工業及び鉱業の振興及び経営の合理化に関すること。	
B	(3) 農林商工連携に関すること。	
A	(4) 企業支援に関すること。	
B	(5) 商工団体の連絡調整に関すること。	
A	(6) 中小企業金融に関すること。	
B	(7) 商店街近代化支援事業に関すること。	
B	(8) 地下資源に関すること。	
B	(9) 計量に関すること。	
B	(10) 移住促進・二地域居住に関すること。	
B	(11) 内水面漁業に関すること。	
B	(12) 観光行政の企画、調査及び推進に関すること。	
A	(13) 観光関係団体の連絡調整に関すること。	
B	(14) 観光施設の整備充実及び管理に関すること。	
C	(15) 観光施設の利用計画の企画立案及び利用実績等に関すること。	
B	(16) 糠平湖の水面利用に関すること。	
B	(17) 国立公園の施設利用に関すること。	
B	(18) 自然保護に関すること。	
C	(19) 熱気球に関する行事の企画実施及び後援に関すること。	
B	(20) 博物資料館及び鉄道資料館の運営及び維持管理に関すること。	
C	(21) 博物資料館及び鉄道資料館の資料の収集、保管及び調査研究並びに展示に関すること。	
C	(22) 博物資料館及び鉄道資料館の保管、展示等に係わる技術的研究に関すること。	
C	(23) 博物資料館及び鉄道資料館に係わる案内書、解説書等の作成配布に関すること。	
B	(24) ひがし大雪自然館運営協議会に関すること。	
B	(25) 博物資料館の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。	
B	(26) 博物資料館の展示室、資料室、研修室等の効率的運用に関すること。	
B	(27) 博物資料館の各種行事の企画立案に関すること。	

(7) 建設課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業務内容	備考
S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関すること ・ 新たに発生した業務に関すること 	
A	(1) 道路占用の許可に関すること。	
A	(2) 道路、橋梁及び河川の維持管理に関すること。	
B	(3) 町道の認定、変更及び廃止に関すること。	
B	(4) 道路用地の取得及び登記に関すること。	
B	(5) 道路台帳及び実測図の整備に関すること。	
A	(6) 車両の集中管理に関すること（ナイトイ高原牧場車両を除く。）。	
B	(7) 車両台帳の整備に関すること。	
A	(8) 車両の運行記録及び命令簿の整理保存に関すること。	
A	(9) 車両用燃料の供給計画及び管理に関すること。	
B	(10) 車両格納庫の管理に関すること。	
A	(11) 車両の安全管理及び整備管理に関すること。	
A	(12) 除雪の計画及び実施に関すること。	
A	(13) 国土交通省所管道路、橋梁、堤防河川、水路及び災害復旧工事の調査、設計、施行、監督及び検定に関すること。	
B	(14) 国道及び道道に関すること。	
B	(15) 公園の設計の施行監督に関すること。	
A	(16) 道路、橋梁及び河川の維持管理工事の調査、設計、施行、監督及び検定に関すること。	
B	(17) 町道の整備計画に関すること。	
A	(18) その他諸工事の設計及び施行（農林水産省所管補助事業を除く。）に関すること。	
A	(19) 建築及び営繕工事の設計、施行、監督及び検定に関すること。	
B	(20) 公営住宅の建設計画に関すること。	
A	(21) 町営住宅、単身者住宅及び福祉住宅の管理及び入居者の選考に関すること。	
A	(22) 町営住宅、単身者住宅及び福祉住宅の使用料等住宅関係諸収入金の賦課徴収に関すること。	
B	(23) 民間賃貸住宅建設推進に関すること。	
A	(24) 建築基準法による申請に関すること。	
A	(25) 公園、緑地等の維持管理に関すること。	
B	(26) 町営駐車場の維持管理に関すること。	
B	(27) 各地区集会所施設等の維持管理に関すること（他の課の所管に属す	

	る施設を除く。)	
B	(28) 水道事業の計画立案に関する事。	
B	(29) 水道事業の運営管理に関する事。	
A	(30) 水道工事の調査、設計、施行、監督及び検定に関する事。	
A	(31) 水道施設の維持管理に関する事。	
A	(32) 浄水場の施設管理に関する事。	
A	(33) 飲料水対策に関する事。	
B	(34) 営農用水事業に関する事。	
A	(35) 水質管理に関する事。	
B	(36) 水道業務の統計に関する事。	
A	(37) 水道検針業務に関する事。	
A	(38) 水道料金等水道関係諸収入金の賦課徴収に関する事。	
A	(39) 水道関係諸物品の調達及び保管に関する事。	
B	(40) 水道業務従事者の健康診断に関する事。	
A	(41) 給水の許可及び制限に関する事。	
A	(42) 給水装置に関する事。	
B	(43) 水道事業特別会計に関する事。	
B	(44) その他水道に関する事。	
B	(45) 下水道事業の計画立案に関する事。	
B	(46) 下水道工事の運営管理に関する事。	
B	(47) 下水道事業の普及促進に関する事。	
A	(48) 下水道工事の調査、設計、施行、監督及び検定に関する事。	
A	(49) 下水道施設の維持管理に関する事。	
A	(50) 下水道処理場の水質管理に関する事。	
A	(51) 下水汚泥に関する事。	
A	(52) 排水設備及び除外施設に関する事。	
A	(53) 下水道料金等下水道関係諸収入金の賦課徴収に関する事。	
B	(54) 排水設備等改造資金貸付及び補助に関する事。	
C	(55) 町が設置する合併処理浄化槽施設の計画立案に関する事。	
C	(56) 町が設置する合併処理浄化槽施設の普及促進に関する事。	
C	(57) 町が設置する合併処理浄化槽施設の工事の調査、設計、施行、監督及び検定に関する事。	
A	(58) 町が設置する合併処理浄化槽施設の維持管理に関する事。	
A	(59) 町が設置する合併処理浄化槽の水質管理に関する事。	
A	(60) 個別排水処理施設使用料等個別排水処理施設関係収入金の賦課徴収に関する事。	
C	(61) 生活環境改善設備資金貸付及び補助に関する事。	
B	(62) 合併処理浄化槽維持管理助成金に関する事。	

B	(63) 個人が設置する合併浄化槽の補助に関する事。	
B	(64) その他町が設置する合併処理浄化槽事業に関する事。	
B	(65) 公共下水道事業特別会計に関する事。	
B	(66) その他下水道事業に関する事。	
C	(67) 商店街近代化推進に関する事。	
C	(68) 商店街近代化事業に係る用地補償事務に関する事。	
C	(69) 商店街近代化事業の関係機関との調整及び協議に関する事。	
B	(70) 地籍に関する事。	

(8) 消防課

【凡例】 S：緊急対策業務 A：継続業務 B：縮小（延期）業務 C：中止業務

区分	業務内容	備考
S	・ 新型インフルエンザ等対策本部会議の編成及び区分に記載されている業務 ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における他の課部局の応援に関する事 ・ 新たに発生した業務に関する事	
B	(1) 消防団の総合施策に関する事。	
C	(2) 消防団総合演習及び出初式に関する事。	
B	(3) 消防団の儀式、報償及び表彰に関する事。	
A	(4) 消防団の任用退職、分限及び懲戒に関する事。	
A	(5) 消防団の報酬及び費用弁償の支給に関する事。	
B	(6) 消防団の施設整備に関する事。	
B	(7) 消防団の予算編成、執行に関する事。	
C	(8) その他消防団に関する事。	
B	(9) とかち広域消防事務組合との連絡調整に関する事。	